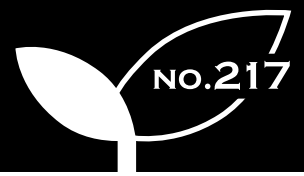


アグリビジネス 経営塾



2004.9.23

法務講座 ②7

個人情報の保護に関する法律

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

最近、個人情報の漏洩（ろうえい）ということがひんぱんに問題になっています。

有名なところでは、ジャパネットたかたや、ソフトバンクのヤフーBB、エステティックのTBCなどで顧客情報が流出し、第三者から顧客に対して嫌がらせや架空請求があったり、企業が顧客に対して損害賠償をしたりしたことが報道されました。

また、地方自治体でも、宇治市役所の住民基本台帳データが流出する事件があり、一人あたり1万円の損害賠償請求を認める判決が出ています。

顧客に関する、住所氏名はもちろん、年齢、性別や購買履歴などのさまざまな情報は、上手に活用すれば、事業にとって非常に利益があります。しかし、他方で、独自に集めた貴重な情報が、第三者に洩れると、顧客に対して大変な迷惑をかけますし、企業に対する信用の信頼も大きく損なわれます。

このようなケースをできるかぎり防ぐため、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が、来年平成17年4月から、一般の事業者に対しても適用されることになっています。この法律は、個人情報を取り扱う業者の義務を定めるとともに、義務違反に対しては、行政官庁による勧告・命令などの処分、それでも従わない場合の罰則について規定しています。

*

この法律の適用の対象となる「個人情報取扱事業者」は、個人情報データベースを事業の用に供する者で、通常の会社や個人事業者はもちろん、ボランティア団体などの非営利業者も含まれます。

なお、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、住所、生年月日等で特定の個人を識別できるものです。

農業法人でも、法人などの事業者のみを相手に取引をしている場合はあまり問題になりませんが、個人消費者への直販などを行っている場合には、顧客名簿などの管理に注意が必要です。

「個人情報データベース」は、コンピュータで検索ができるように体系的に作られたものは当然含まれますが、紙のものであっても、50音順や地域別に管理されているなど、容易に検索可能なものであれば該当します。

*

なお、個人情報保護法では、「特定の個人の数」が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても、5000人を超えない事業者」は、小規模事業者として例外的な扱いをされており、この法律が適用されません。

個人への直販などを行っている農業法人でも、顧客数が5000人を超える事業者はそれほど多くないかも知れませんね。

でも、「うちは5000人も顧客はいないから、関係ないや」と安心しないでください。

気をつけていただきたいのは、「個人情報保護法」は、あくまでも、それを守っていれば、行政官庁の命令や罰則の処分の対象にならずにすむだけだ、ということです。

個人情報保護法の定める義務を守っていても、結果として個人情報が流出してしまうことはあります。そして、その場合には、当然、顧客からの信頼は損なわれますし、顧客に実際的な損害が発生することもあります。損害賠償請求をされ

るかもしれません。そして、個人情報が流出した場合の顧客の損害や、企業の信頼の喪失などの被害は、顧客数が5000人を超えるかどうかとは関係ありません。

つまり、大事なのは、規模の大小にかかわらず、顧客情報の管理をきちんとすることなのです。もし万一、情報が流出してしまっても、企業としてできるかぎりの管理体制を整えていたならば、当然、顧客の信頼を損ねる度合いも違ってきますし、損害賠償の金額にも違いが出てきます。

そして、そのために、個人情報保護法に規定されている義務条項を、参考にして頂きたいのです。

*

それでは、個人情報保護法には、どのような義務が定められているのでしょうか。

- 1 個人情報を取得する際は、不正の手段を用いてはならないこと。（17条）
*不正に流出したと思われる名簿を取得するなどの場合もあてはまります。
- 2 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできるだけ特定すること。（15条）
- 3 個人情報を取得する際には、その利用目的を公表ないしは通知するなどの手段で、相手に知らせること。（18条）
- 4 取得した個人情報を、本人の事前の同意なしに、特定された利用目的以外に使用しないこと。（16条）
- 5 個人情報を、本人の事前の同意を得ずに、第三者に提供しないこと。（23条、法令の規定に基づく場合など若干の例外あり）
- 6 取得した個人情報は、なるべく正確かつ最新なものに保つこと。（19条）
- 7 個人情報を取り扱う従業員、外部委託先などを適切に監督すること。（21条、22条）
*商品の配送のため、顧客の住所氏名を宅配業者に開示する場合などは、「第三者への提供」にはあたりませんが、この場合、宅配業者を適切に監督することが必要となります。
- 8 個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずること。（20条）
*法律には具体的な措置は明示されていませんが、考えられる措置として、情報を取り扱う担当者を決め、それ以外の人は不必要に情報に接触しないようにすること、名簿の保管場所に注意すること、パソコンなどで管理している場合はパスワードを設定すること、などです。

農業法人全国秋季セミナー 参加希望者は大至急申込みを！

11月1～2日、愛媛県松山市他で開催される「農業法人全国秋季セミナー2004inえひめ」に参加希望の方で、まだお申し込みをされていない会員や関係企業の皆様は、愛媛県農業法人協会（FAX：089-931-6069）あて大至急、参加申込書をお送り下さい。とりまとめ中の都道府県事務局におかれましても大至急お申し込み下さるよう、よろしくをお願いします。

台風等の被害を受けられた 皆様に

列島各地に大きな被害をもたらした台風18号が通過してから約2週間が経ちます。被害を受けられた会員の皆様には重ねてお見舞い申し上げます。

一連の災害を受けられました皆様は、災害復旧のための資金の貸付（「農林漁業施設資金」：農林漁業金融公庫）や借り入れ資金の償還猶予等の措置を受けることができますので、農林漁業金融公庫の各支店等にお問い合わせ下さい。

協会の当面のスケジュール

- ◇10/18（月） 経営委員会
- ◇10/19（火）「農業法人女性経営者ネットワークづくりに向けた意見交換会」（翌日は農村女性の意見交換会）
- ◇11/1（月）・2（火）
全国農業法人秋季セミナー2004inえひめ

「アグリビジネス経営塾」217号
2004年9月23日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

H.A.G.
HOJIN ACTIVITY GROUP

Tel：03-5156-0365 Fax：03-5156-0366
E-mail：hojin@nca.or.jp
HP：http://www.hojin.or.jp/